

総財地第11号  
令和3年2月15日

各都道府県総務部長  
各指定都市総務局長 } 殿

総務省自治財政局地方債課長  
( 公 印 省 略 )

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令による地方財政法施行令の改正について

このたび、押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号。以下「押印政令」という。）が令和3年2月15日に公布され、同日から施行されました。

これは、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、総務省所管政令において押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の所要の改正を行うものです。

押印政令により、地方債制度関係では、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）が改正されました（別添1、2参照）。改正の内容は、下記のとおりです。

各都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

## 記

### 1. 地方財政法施行令の一部改正（押印政令第1条関係）

地方公共団体は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の5第1項の規定により、地方債証券を発行することができることとされているところ、同項の委任を受けた地方財政法施行令第33条第1項の規定に基づき作成された地方債証券申込証に対する、同条第2項の規定に基づき当該債券の募集に応じようとする者の署名又は記名押印の義務を廃止し、当該者の氏名又は名称を記載事項とする。

### 2. その他

地方債証券申込証に係る文書の成立の真正を証明する手段の確保については、「押印についてのQ&A」（令和2年6月19日内閣府、法務省、経済産業省作成、別添3参照）等を参考に、継続的な取引関係がある場合は、取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録を保存するなど、適切に対応をされたい。

（連絡先）

総務省自治財政局地方債課 山中

TEL：03-5253-5630（直通）